

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

環境局（工事）

（環境局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準等に基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているか等

(2) 積算について

積算基準等に基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているか等

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているか等

(4) 検査について

適正に検査が行われているか等

2 特に注意する着眼点

(1) 安全に配慮した施設の整備や維持管理が適切に行われているか

(2) 法令や約款に基づいた適切な事務処理が行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 6年 9月 3日から令和 7年 3月27日まで

2 実施方法

今回の監査では、環境局における令和 5年10月 1日から令和 6年 9月30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	481	30	6.2	51,797	47,018	90.8
委託	515	13	2.5	100,008	177	0.2

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 建築設備等の維持管理について（維持管理業務）

建築基準法（昭和25年法律第 201号）によると、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないとされている。

また、消防法（昭和23年法律第 186号）では、事業場等で収容人員が一定以上の防火対象物の所有者等は、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理を防火管理者に行わせなければならないとされており、火災予防条例では、防火扉^(注1)などの防火設備は常時閉鎖又は作動できるようその機能を有効に保持するよう管理しなければならないとされている。

「環境局施設建築物等定期点検業務委託」では、建築基準法に基づいて28施

設における防火設備や非常用の照明装置^(注 2)などの建築設備等の定期点検を行っていた。点検報告書等を確認したところ、11施設で火災発生時に防火扉が完全に閉鎖しない箇所や、非常用の照明装置が点灯しない箇所があるなど改善が必要との報告を受けていたが、速やかに対応していなかった。さらに、9施設において複数年にわたって同じ報告を受けていた箇所が見受けられた。

防火扉などの不良箇所について、関係部署と調整し、速やかに改善するとともに、常に法令の基準に適合するよう適切な施設の維持管理に努められたい。

(施設課)

(注 1) 防火扉

火災の延焼又は拡大を防ぐために開口部に設ける扉

(注 2) 非常用の照明装置

停電時に機能する照明

(2) 消防用設備等の維持管理について（維持管理業務）

消防法によると、防火対象物の所有者、管理者又は占有者は、消防用設備等について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように設置し、維持しなければならないとされている。

「環境局施設消防用設備等点検業務委託」では、消防法に基づいて38施設における自動火災報知設備^(注 1)などの消防用設備等の定期点検を行っていた。点検報告書等を確認したところ、なごや生物多様性センターで自動火災報知設備の感知器や発信機^(注 2)の機器不良など、改善が必要との報告を受けていたが、速やかに対応していなかった。さらに、複数年にわたって同じ報告を受けていた箇所が見受けられた。

自動火災報知設備の不良箇所について、関係部署と調整し、速やかに改善するとともに、常に法令の基準に適合するよう適切な施設の維持管理に努められたい。

(施設課)

(注 1) 自動火災報知設備

火災による煙や熱を感知器等で感知し、火災の発生を建物内の人に知らせる設備

(注 2) 発信機

火災を発見した人がボタンを押すことで火災の発生を知らせる設備